

平成30年災における 大規模査定方針適用実績 (平成30年7月豪雨)

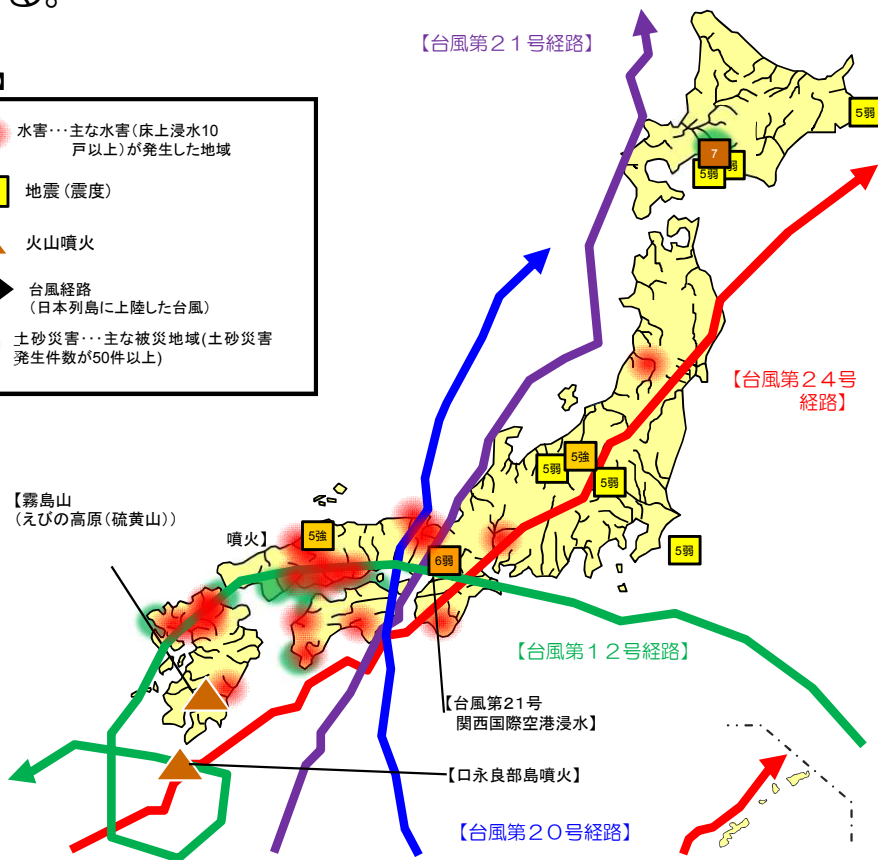
国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
都市局 都市安全課
港湾局 海岸・防災課

平成30年度の災害の発生状況

■平成30年度は、平成30年7月豪雨等により浸水被害や土砂災害が発生したほか、平成30年北海道胆振東部地震をはじめ震度5弱以上の地震が10回発生、口永良部島が噴火する等、全国各地で災害が発生している。

【凡例】

- 水害…主な水害(床上浸水10戸以上)が発生した地域
- 地震(震度)
- 火山噴火
- 台風経路(日本列島に上陸した台風)
- 土砂災害…主な被災地域(土砂災害発生件数が50件以上)



※噴火警戒レベル1：活火山であることに留意
 噴火警戒レベル2：火口周辺規制
 噴火警戒レベル3：入山規制
 噴火警戒レベル4：避難準備
 噴火警戒レベル5：避難

主な地震(震度5弱以上発生地域)		
	地震	最大発生震度
4月	島根県西部を震源とする地震	5強
4月	根室半島南東沖を震源とする地震	5弱
5月	長野県北部を震源とする地震	5弱
5月	長野県北部を震源とする地震	5強
6月	群馬県南部を震源とする地震	5弱
6月	大阪府北部を震源とする地震	6弱
7月	千葉県東方沖を震源とする地震	5弱
9月	平成30年北海道胆振東部地震	7
9月	平成30年北海道胆振東部地震	5弱
10月	平成30年北海道胆振東部地震	5弱

主な水害(床上浸水10戸以上発生)		
	水害	主な被災地域
7月	平成30年7月豪雨	岐阜県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県
8月	8月5日からの大雨	山形県
8月	台風第19号及び第20号	和歌山県
10月	台風第24号	京都府、宮崎県

過去の最高潮位を超える値を観測		
9月	台風第21号	大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県
10月	台風第24号	静岡県、三重県、和歌山県、鹿児島県

主な土砂災害(土砂災害発生件数が50件以上)		
	事象名	主な被災地域
7月	平成30年7月豪雨	兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県
9月	平成30年北海道胆振東部地震	北海道

噴火警戒レベル(3以上)の引上げ		
4月	霧島山(えびの高原(硫黄山))	4月19日 噴火警戒レベル2→3 5月1日 噴火警戒レベル3→2
8月	口永良部島	8月15日 噴火警戒レベル2→4 8月29日 噴火警戒レベル4→3

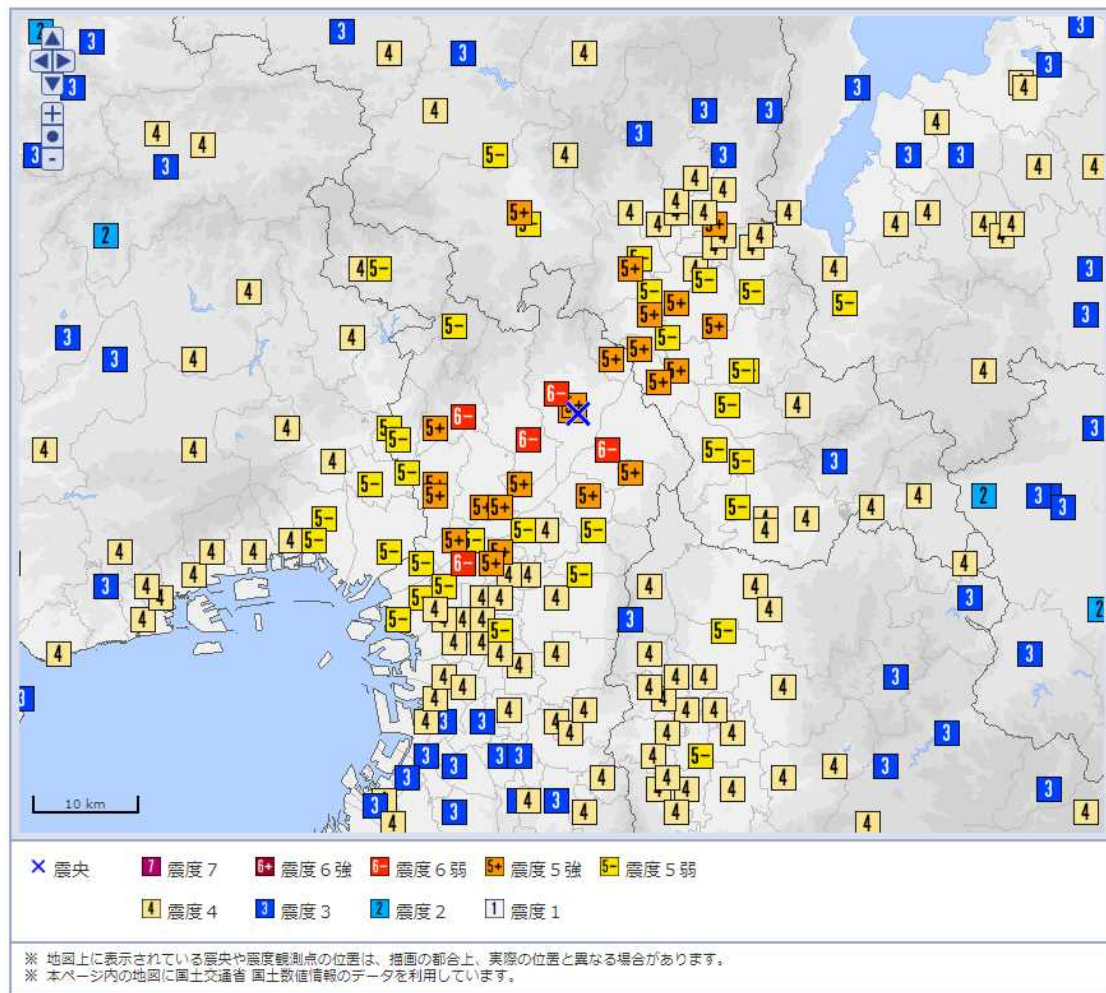
大阪北部を震源とする地震における一般被害

- 6月18日07時58分に大阪府北部の深さ約15kmでマグニチュード6.1の地震が発生。この地震により大阪府で最大震度6弱を観測した。^{※1}
- これにより、死者6名、重軽傷者443名、家屋の全半壊等58,322棟の被害が発生。^{※2} 2名がブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡した。^{※3}

※1: 気象庁「2018年6月18日大阪府北部の地震の評価」(平成30年7月10日)
 ※2: 消防庁「大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況(第30報)」(平成30年11月6日(火)10時00分)
 ※3: 内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成30年7月5日18時00分)

■ 震度分布図 (出典) 気象庁

■ TEC-FORCEによる被災状況調査 (出典) 近畿地方整備局



平成30年7月豪雨における一般被害

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川のはん濫、がけ崩れ等が発生。
- これにより、死者237名、行方不明者8名、重軽傷者433名、家屋の全半壊等22,001棟、家屋浸水28,469棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第59報)」(平成31年1月9日(水)16時00分)

※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)6時00分)

※3: 非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(平成30年10月9日(火)17時00分)

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



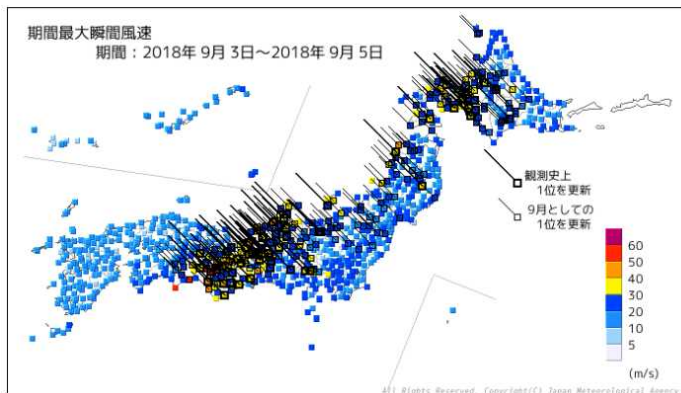
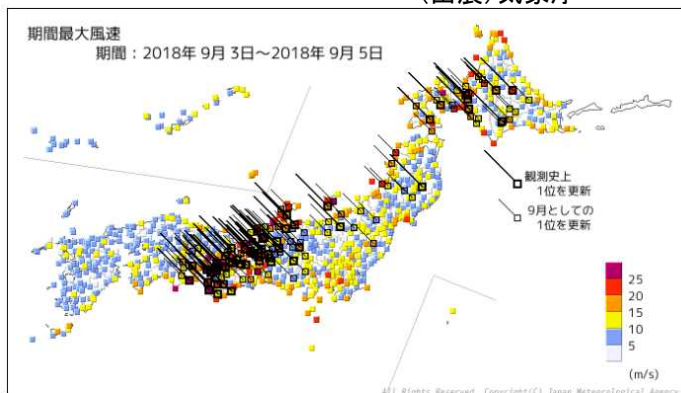
■各地で土砂災害が発生



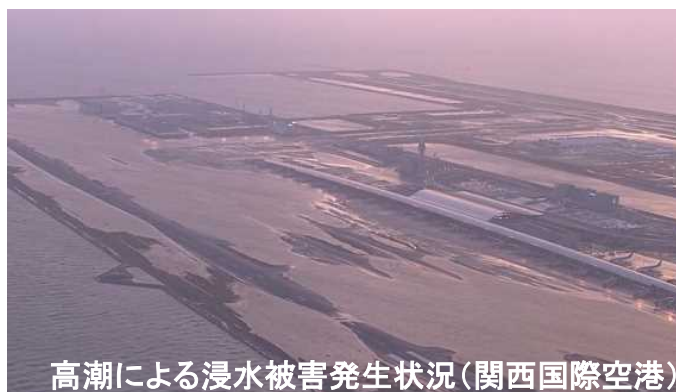
- 台風第21号は9月4日、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。その後、日本海を北上し、9月5日に温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、四国や近畿地方では猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、観測記録を更新する記録的な高潮となったところがある。※1
- 死者14名、重傷者46名、軽傷者897名、家屋の全半壊等50,298棟、家屋浸水571棟の被害が発生。※1
- 関西国際空港では、滑走路等で浸水被害があったが、排水作業等を行い7日に国内線、8日に国際線の利用を再開した。※1

※1:内閣府「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」(平成30年10月2日17時00分)

■最大風速の分布図 (出展)気象庁



■被災状況、TEC-FORCEの活動状況



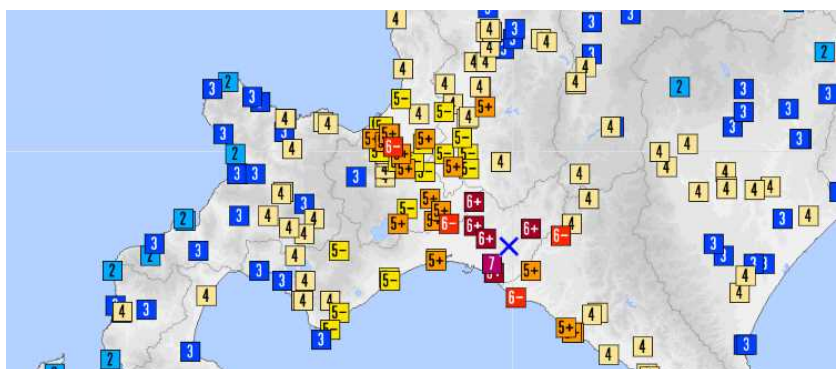
平**いぶり**成30年北海道胆振東部地震における一般被害

- 9月6日3時7分に北海道胆振地方中東部の深さ約35kmでマグニチュード6.7(暫定値)の地震が発生した。この地震により胆振地方で最大震度7を観測し、被害を伴った。その後、M6.7の地震の震源を含む南北約30kmの領域で地震活動が続いている。^{※1}
- これにより、死者42名、重軽傷者762名、家屋の全半壊等14,632棟の被害が発生。^{※2}
- 広域的に土砂災害が発生し、この崩壊面積は13.4km²と明治以降の主要な地震災害の中で最も多くなった。これらの被害に対し、新たに直轄で土砂災害対策を進めることから、その推進体制を確保するため、「厚真川水系土砂災害復旧事業所」を設置した。

※1: 気象庁「平成30年北海道胆振東部地震の評価」(平成30年9月6日)

※2: 消防庁「平成30年北海道胆振東部地震による被害及び消防機関等の対応状況(第34報)」(平成31年1月28日(月)14時30分)

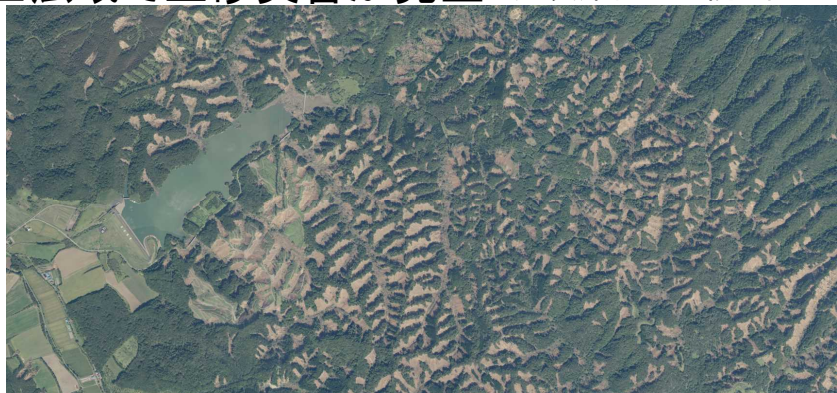
■ 震度分布図 (出典) 気象庁



各観測点の震度分布図(震央近傍を拡大)

※地図上に表示されている震央や震度観測点の位置は、描画の都合上、実際の位置と異なる場合があります。

■ 広域で土砂災害が発生 (出典) 国土地理院地図



■ TEC-FORCEの活動状況



ゆうふつぐんあつまちよう

シルク沢川の調査(北海道勇払郡厚真町)



斜面崩落個所をドローンで撮影
(北海道勇払郡厚真町)



あつまがわ

厚真川河道掘削作業状況

(出典) 北海道開発局



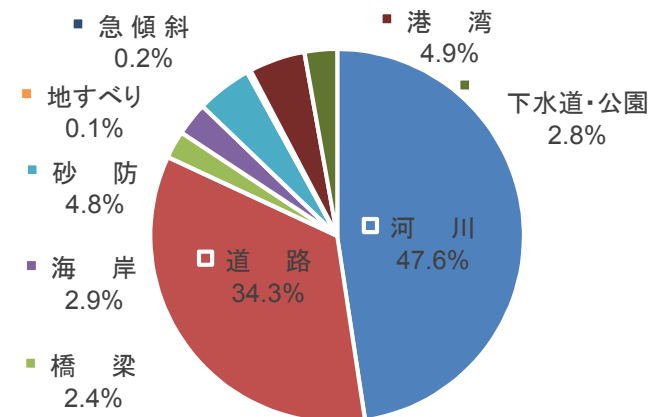
ドローン調査

(北海道勇払郡厚真町)

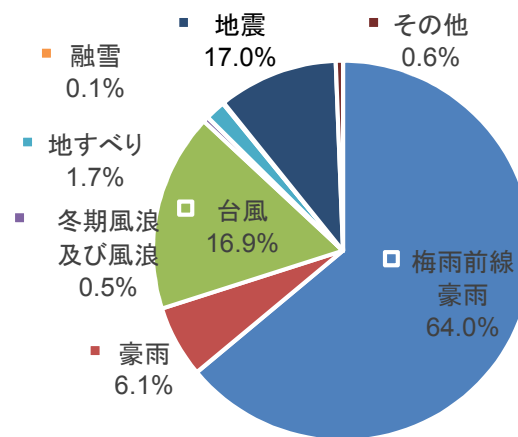
公共土木施設の被害報告額

■平成30年発生災害は、公共土木施設における被害報告箇所は26,285箇所、被害報告額は6,663億円（H31.3.15時点）。
 ■これは、過去10年間（H20～H29）でみると、東日本大震災の発生したH23に次ぐ被害報告額となっている。

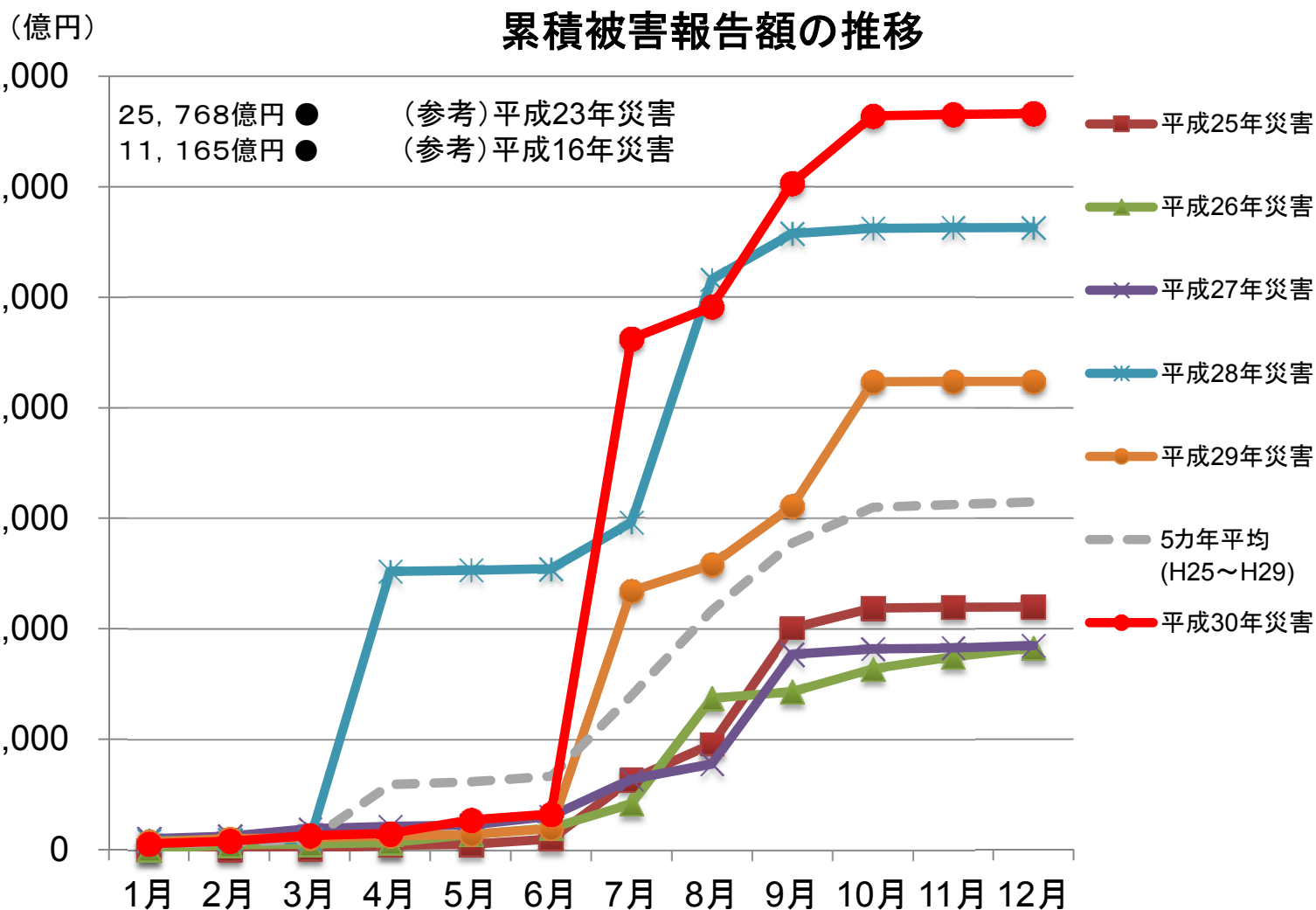
平成30年 工種別被害報告額及び異常気象別被害報告額の割合（H31.3.15時点）



工種別被害報告額の割合



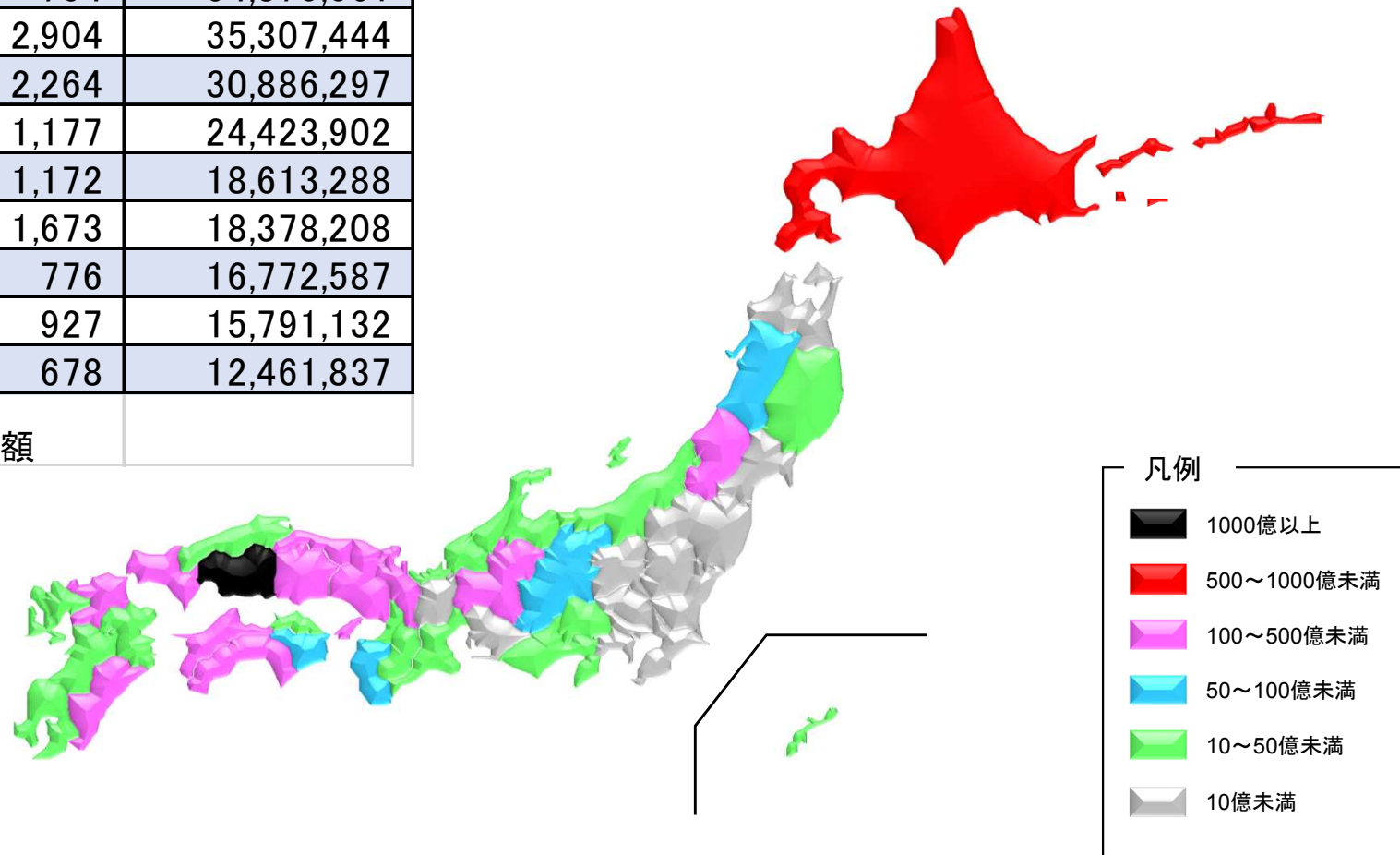
異常気象別被害報告額の割合



決定額上位の都道府県(政令市含む)

	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	広島県	5,793	107,707,710
2	北海道	754	54,370,061
3	岡山県	2,904	35,307,444
4	愛媛県	2,264	30,886,297
5	高知県	1,177	24,423,902
6	兵庫県	1,172	18,613,288
7	京都府	1,673	18,378,208
8	岐阜県	776	16,772,587
9	山口県	927	15,791,132
10	鳥取県	678	12,461,837

※H31.3.15時点の決定額

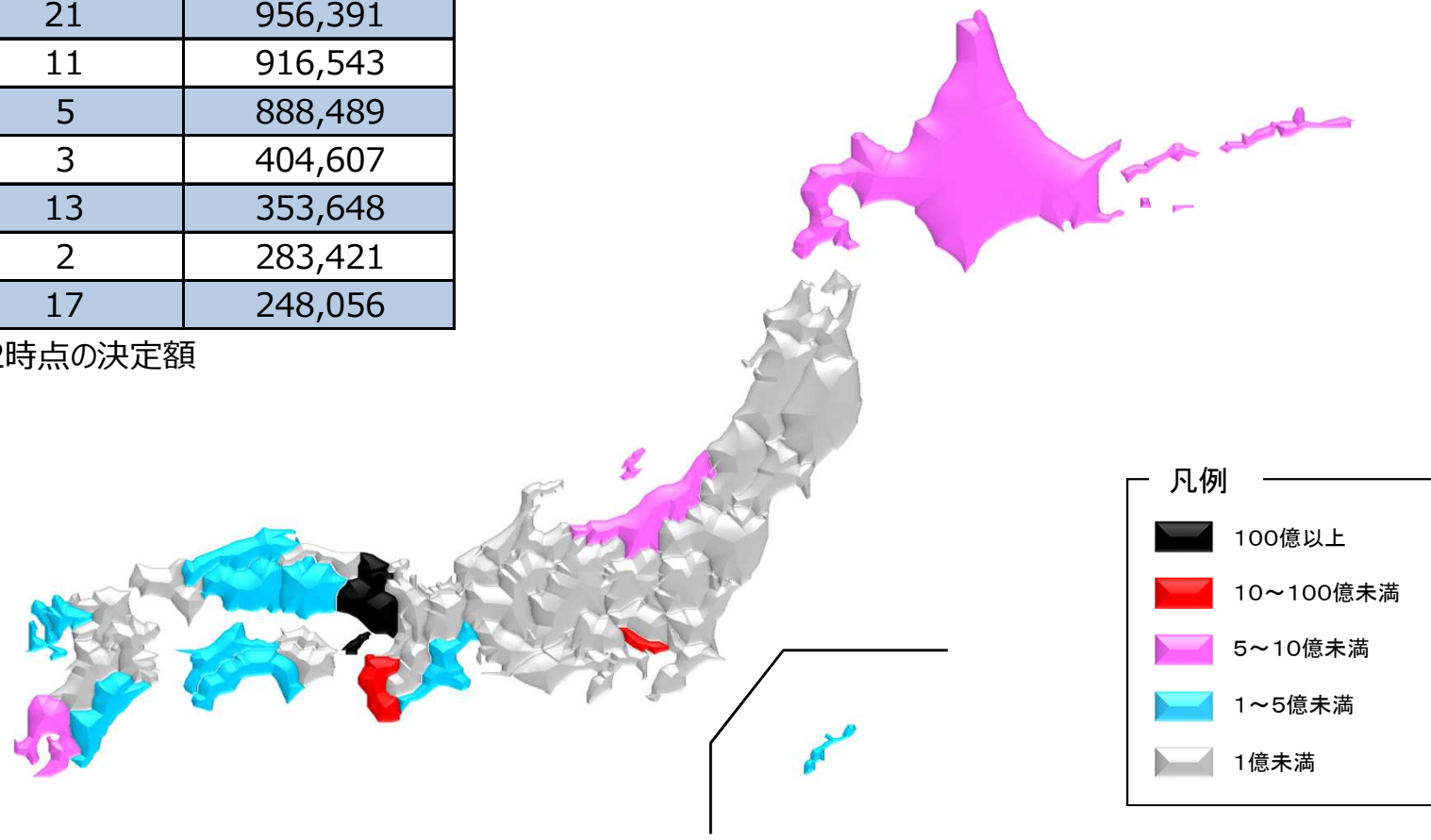


平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

決定額上位の都道府県 (政令市含む)

	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	兵庫県	53	11,943,072
2	東京都	3	1,901,117
3	和歌山県	19	1,271,753
4	北海道	21	956,391
5	鹿児島県	11	916,543
6	新潟県	5	888,489
7	岡山県	3	404,607
8	島根県	13	353,648
9	高知県	2	283,421
10	長崎県	17	248,056

※H31.3.22時点の決定額

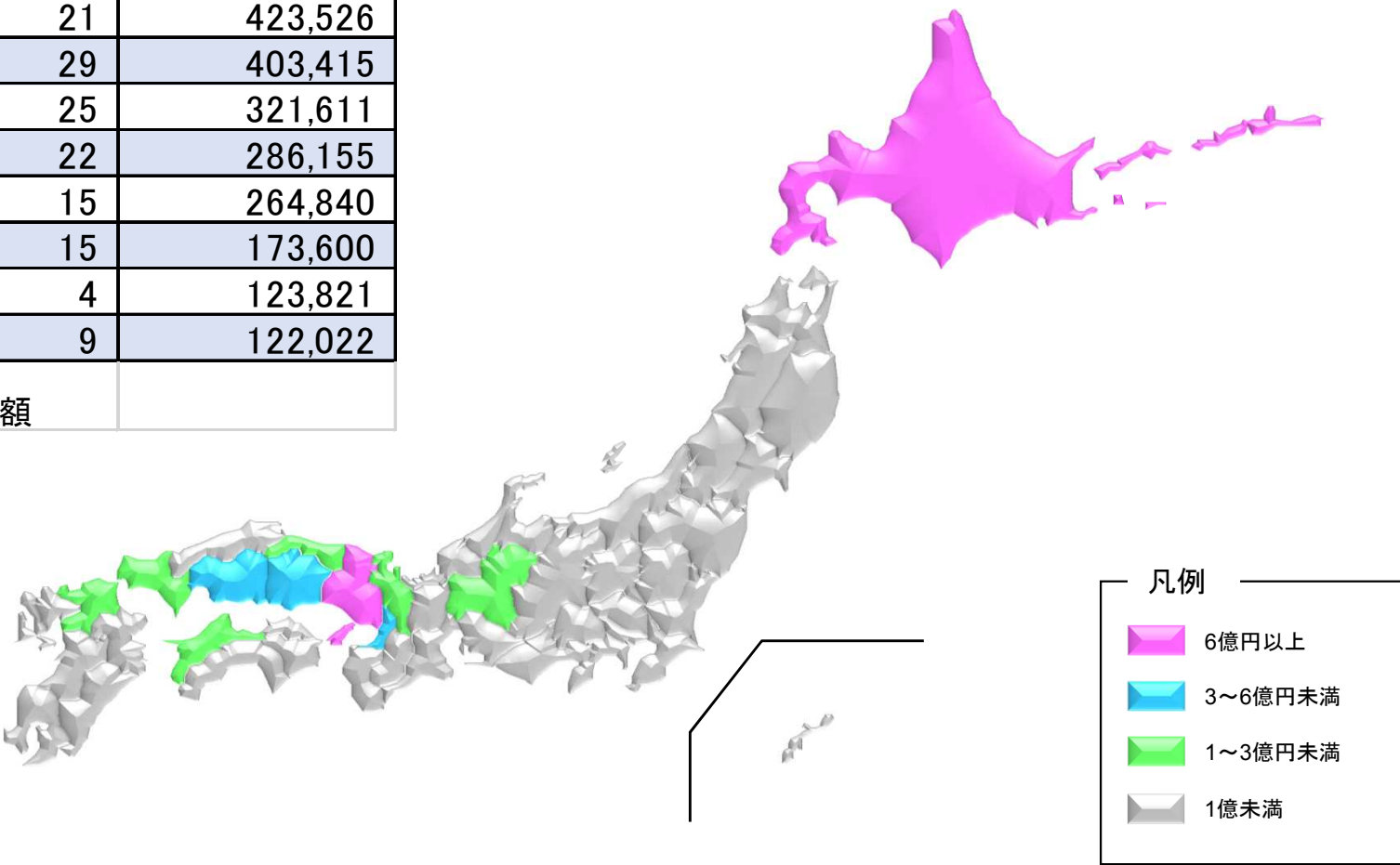


凡例

- 100億以上
- 10~100億未満
- 5~10億未満
- 1~5億未満
- 1億未満

平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

決定額上位の都道府県(政令市含む)			
	都道府県	箇所数	決定額 (千円)
1	北海道	21	890,474
2	兵庫県	31	615,080
3	岡山県	21	423,526
4	広島県	29	403,415
5	大阪府	25	321,611
6	京都府	22	286,155
7	愛媛県	15	264,840
8	福岡県	15	173,600
9	鳥取県	4	123,821
10	山口県	9	122,022
※H31.3.26時点の決定額			



凡例

- 6億円以上
- 3~6億円未満
- 1~3億円未満
- 1億未満

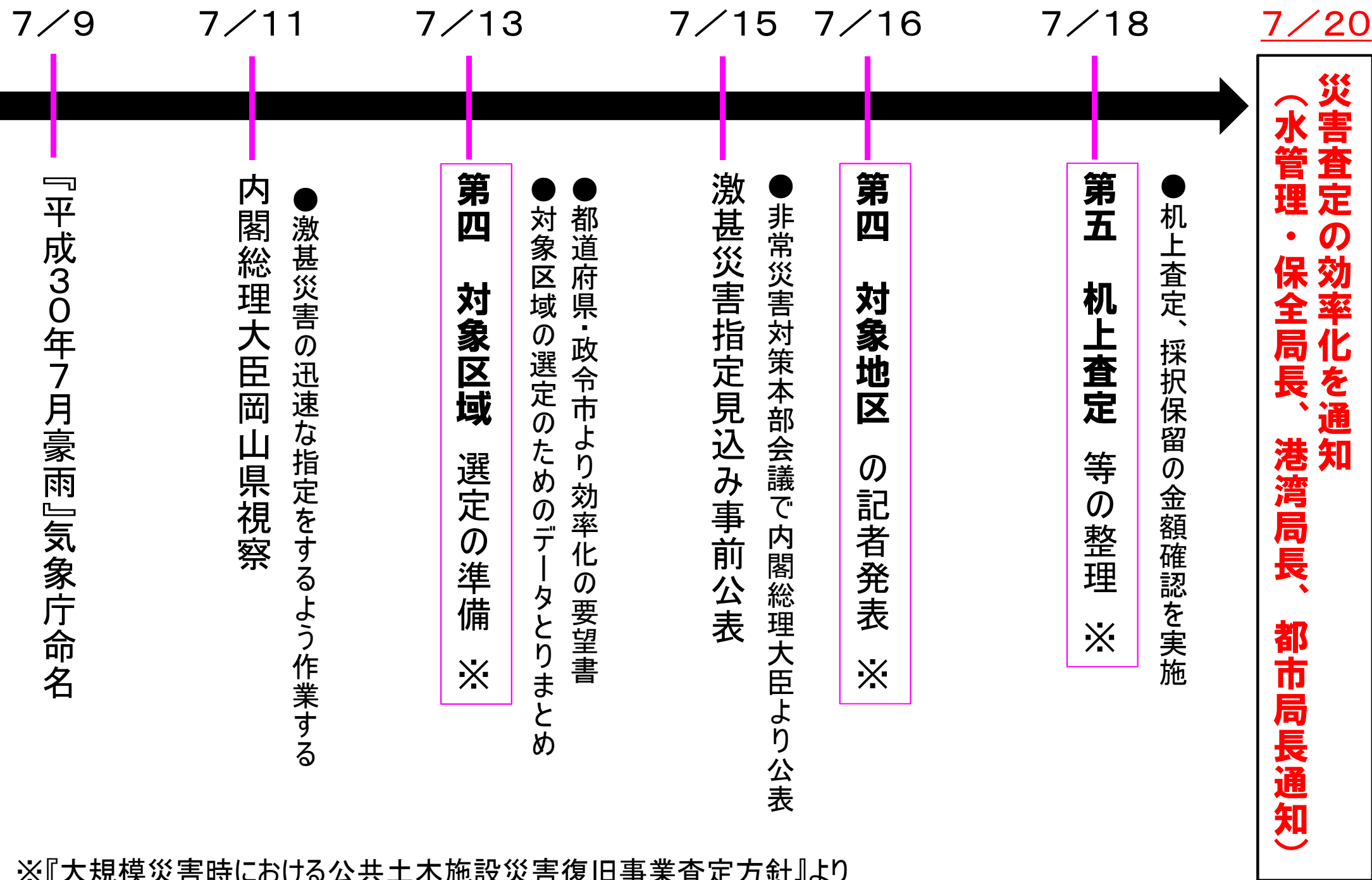
平成30年災害の都道府県別 決定額分布図 (※政令市の決定額は、属する都道府県に含む。)

災害査定の効率化実績(平成30年災一覧)

平成30年災は平成30年7月梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)の他、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年台風第19号、第20号、第21号の暴風雨等、平成30年台風第24号において災害査定の効率化を実施

効率化(簡素化)項目	通常	平成30年台風第24号	平成30年台風第19号、第20号、第21号の暴風雨等	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む。)
		鳥取県・宮崎県	山形県・石川県・和歌山県	北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市
机上査定額	3百万円未満	鳥取県・宮崎県 ：15百万円以下	山形県・和歌山県 ：20百万円以下 石川県 ：10百万円以下 【公園】 大阪府 ：4百万円以下 札幌市 ：20百万円以下 大阪市 ：3.5百万円以下	北海道 ：50百万円以下	広島県：50百万円以下 岡山県・愛媛県：40百万円以下 兵庫県・広島市：25百万円以下 北海道：21百万円以下 山口県・岐阜県・高知県・鳥取県・徳島県・大阪府・神戸市：20百万円以下 京都府・福岡県：15百万円以下 佐賀県・香川県・岡山市・北九州市：10百万円以下 【公園】 広島県：40百万円以下 福岡県：30百万円以下 兵庫県：24百万円以下 愛媛県：17百万円以下 岡山県・山口県：10百万円以下
採択保留額	4億円未満	—	—	8億円未満	8億円未満
設計図書 の簡素化	—	—	山形県・和歌山県	北海道・札幌市 【公園】 北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市 【港湾】 東広島市 【公園】 北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・京都市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市
一箇所工事	—	—	—	北海道・札幌市 【公園】 北海道・札幌市	北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・神戸市・岡山市・広島市・北九州市 【公園】 北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・京都市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市

大規模査定方針適用までの流れ(実績)



災害査定の効率化実績(平成30年7月豪雨等)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

 平成30年7月
豪雨関連

Press Release

平成30年7月16日

 水管理・国土保全局 防災課
港湾局 海岸・防災課
都市局 都市安全課

大規模災害時の災害査定効率化ルールを初適用 ～平成30年7月豪雨等の被災地復旧を迅速に実施～

国土交通省では、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)による被災施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」*を初めて適用します。

豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きを迅速にする効率化を実施します。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。(別添参照)

<対象区域>

北海道、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、四日市港管理組合

※対象区域は、13日現在の被害報告によるものであり、上記以外の区域において必要に応じ個別に対応する。

○書面による査定上限額の引き上げ(机上査定の拡大)により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常300万円未満から引き上げる。

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を引き上げる。

水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先
水管理・国土保全局 防災課 齋藤(内線35752)、下條(内線35773)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607
港湾局所管の施設に関する問合せ先
港湾局 海岸・防災課 田中(内線46737)、安田(内線46725)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8690 FAX 03-5253-1654
都市局所管の施設に関する問合せ先
都市局 都市安全課 青柳(内線32352)、鶴田(内線32353)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

 平成30年7月
豪雨関連

Press Release

平成30年7月20日

 水管理・国土保全局 防災課
港湾局 海岸・防災課
都市局 都市安全課

平成30年7月豪雨等により被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援 ～災害査定効率化の具体的な内容を決定しました～

国土交通省では7月16日、平成30年7月豪雨関連により被災した施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」*を初めて適用し、地方自治体等に対し、対象区域を通知しました。

本日、各対象区域において、書面による査定上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の金額を決定し、地方自治体に対し、通知しました。

これにより、今般の豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られます。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。(別添参照)

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引き上げる。
広島県: 5,000万円以下、岡山県・愛媛県: 4,000万円以下、
兵庫県・広島市: 2,500万円以下、北海道: 2,100万円以下、
山口県・岐阜県・大阪府・鳥取県・徳島県・高知県・神戸市: 2,000万円以下
京都府・福岡県: 1,500万円、香川県・佐賀県・岡山市・北九州市: 1,000万円以下
ただし、都市局所管施設は以下のとおり
広島県: 4,000万円以下、福岡県: 3,000万円以下、兵庫県: 2,400万円以下、
愛媛県: 1,700万円以下、岡山県・山口県: 1,000万円以下

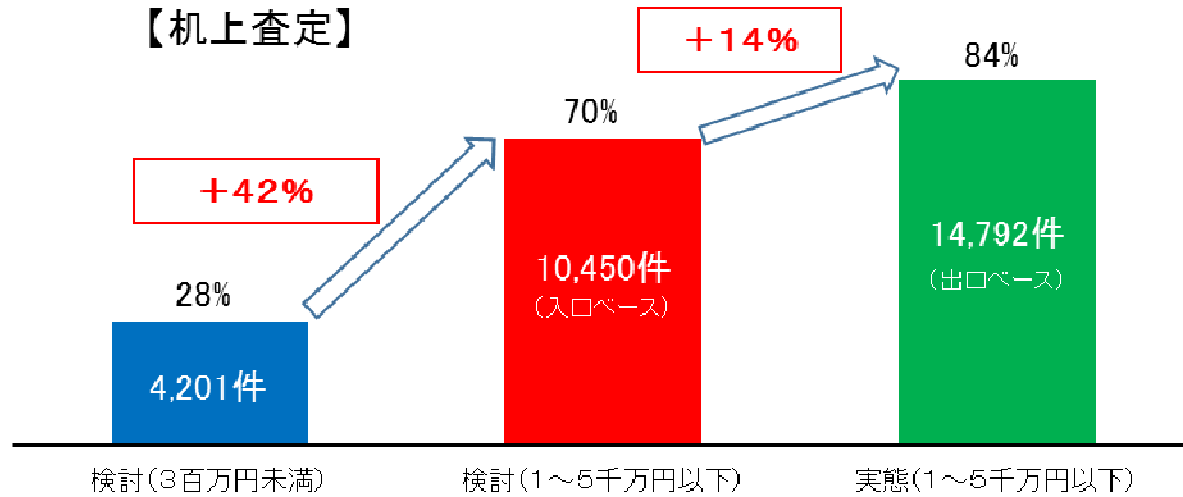
○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から8億円未満に引き上げる。

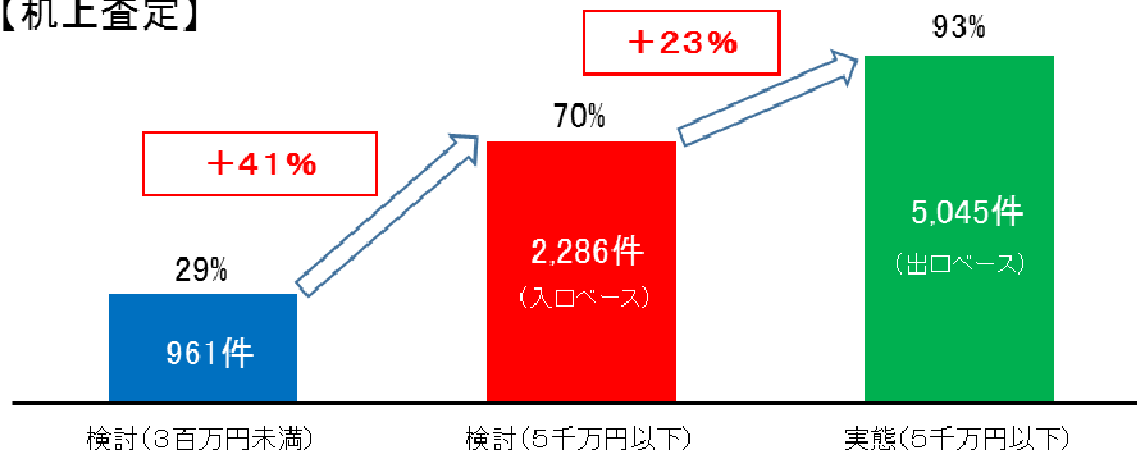
水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先
水管理・国土保全局 防災課 齋藤(内線35752)、下條(内線35773)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607
港湾局所管の施設に関する問合せ先
港湾局 海岸・防災課 田中(内線46737)、安田(内線46725)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8690 FAX 03-5253-1654
都市局所管の施設に関する問合せ先
都市局 都市安全課 青柳(内線32352)、鶴田(内線32353)
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

「第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(二)に基づき、おおむね七割に達する査定箇所の新設計額と机上査定上限額を比較調査した。

■ 平成30年7月豪雨(全国:全体件数17,702件(決定数))
【机上査定】



■ 平成30年7月豪雨(広島県:全体件数5,448件(決定数))
【机上査定】

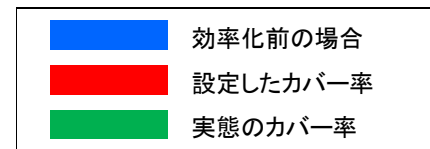


■ 全国の机上査定上限額の実態を確認すると査定箇所全体の84%となった。

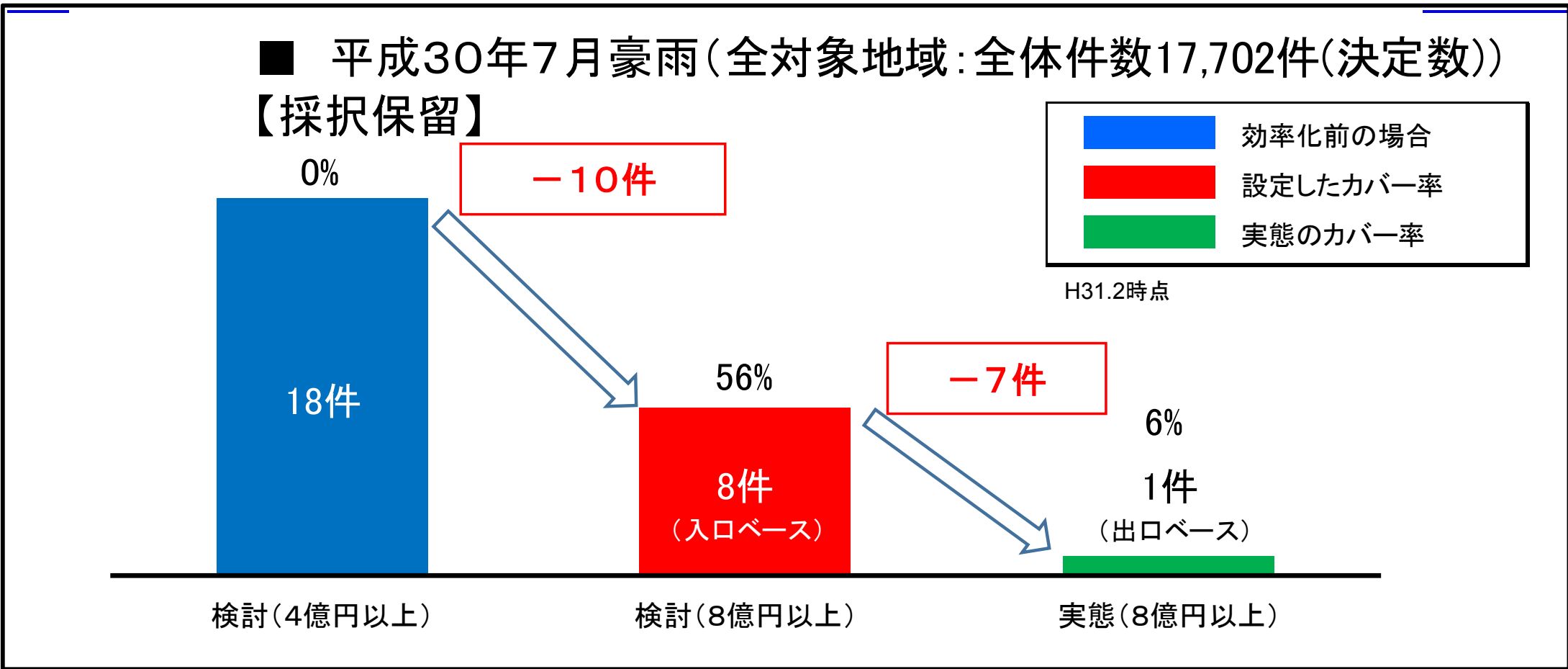
■ 広島県においては、査定箇所全体の93%となった。

■ 一つの要因として、災害査定に向けて被害状況が精査されたこと、一箇所工事の取り扱い(分割・統合)をすること等で効率化検討時と差が出てくるケースが考えられるが、これらも含め要因については、今後更なる検討が必要。

■ しかしながら、今回の豪雨だけで被害件数は約1万7千件、全体としても約2万5千件を超えたことから、災害査定を机上で行うことでおおむね1月末までに全ての災害査定を完了させることを可能にした。



「第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(三)に基づき、おおむね六割に達する査定箇所の新設計額と採択保留金額を比較調査した。



■ 検討時は、採択保留金額4億円以上の件数が18件あり、おおむね6割に達する保留見込箇所の被害金額を8件(8億円以上)と設定し、実態としては採択保留が1件となり、迅速な災害査定が可能となった。

「設計図書簡素化」の積極的活用(事務連絡)

事務連絡
平成30年7月25日

北海道・岐阜県・京都府・大阪府・兵庫県・
鳥取県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・
香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・
神戸市・岡山市・広島市・北九州市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
防災課 災害査定官 齋藤 充

『平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)による
災害復旧事業の査定の効率化』における確実な実施について

標記について、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)における激甚(本激)な被害状況を鑑み、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により、『平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む。)による災害復旧事業の査定の効率化について』を平成30年7月20日に通知したところです。

そこで、災害査定迅速化促進のため、下記の通り、各効率化項目の見込み件数等の報告を頂くとともに、各効率化項目の取扱いについて記載します。

なお、管内関係部局及び道府県管内の市町村(指定都市を除く)に対してもこの旨周知することをお願い致します。

記

(1) 災害査定効率化項目の見込み件数について

以下の効率化項目の見込み件数について、平成30年8月1日時点で様式に記載の上、平成30年8月7日(火)17:00までにメールにて報告ください。

- ① 机上査定見込み件数 (300万円未満から各道府県・政令市毎の金額以上)
- ② 採択保留見込み件数 (採択保留金額8億円以上)
- ③ 設計図書添付図面(平面図及び標準断面図)の簡素化見込み件数
- ④ 一箇所工事とみなす運用変更見込み件数

(2) 机上にて査定を行うことができる一箇所工事の国庫負担申請額引き上げについて

今回、机上にて査定を行うことができる一箇所工事の国庫負担申請額を三百万円未満から各道府県及び政令市において引き上げを行っています。今回の梅雨前線豪雨の災害報告件数だけで、既に平成29年災を大きく上回るため、早期復旧

(3) 設計図書添付図面(平面図及び標準断面図)の簡素化について

- 1) 今回の効率化により、添付する書類の取扱いを効率化することができるため、積極的に活用するようお願いいたします。
- 2) 簡素化の内容は以下の通りです。

- ・平面図：平面図は既存の台帳や国土地理院の地図および縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。
- ・横断面図：断面図は代表的な断面を用いて作成することができます。
- ・写真：被害の状況を知ることのできる写真として、起点及び終点並びに全景を把握できる写真として航空写真等も用いることができます。

なお、平面図及び横断面図その他の必要な書類は、平面図、標準断面図(代表断面)、構造図、その他図面、写真とする。

※設計図書効率化(既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用)のイメージを下図に示します。

設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合

代表断面(A-A)
■:申請

航空写真を活用する場合

測定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
護岸面積(m²)=L×L
盛土量(m³)=A×L

※航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量量の低減が可能。

※具体的な災害査定時の図面事例については、別紙を参考にしてください。

(4) 一箇所工事について

一箇所工事とは、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所工事とみなすもの

「設計図書の簡素化」の積極的活用(事務連絡)

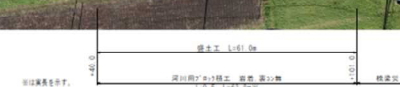
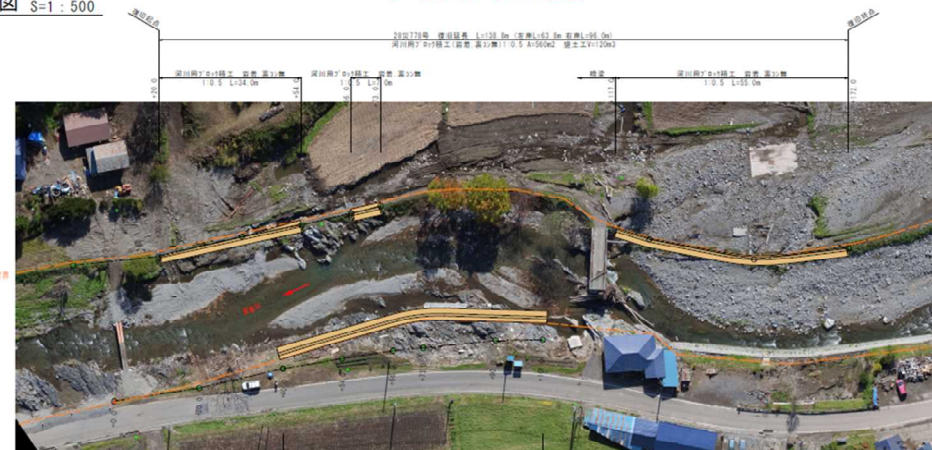
1) 今回の効率化により、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。

被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものです。ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。

別紙

事例:河川災

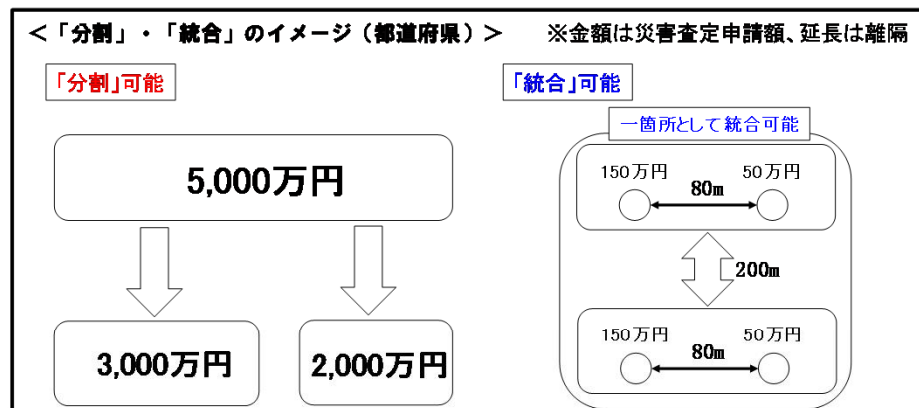
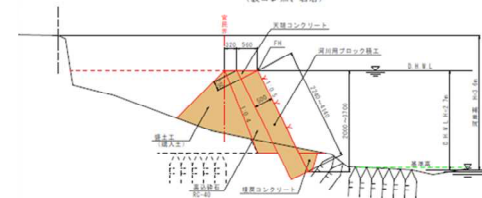
平面図 S=1:500



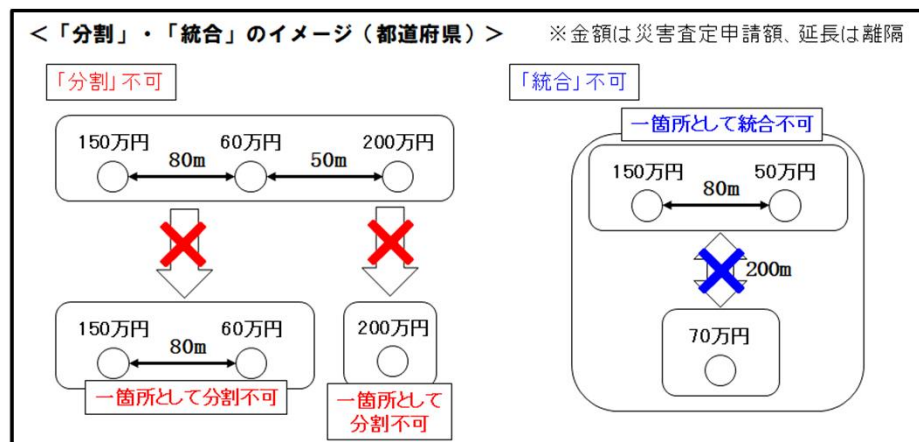
標準断面図 S=1:50

河川用ブロック積工 1:0.5

(表コンクリート、裏石)



2) 「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。

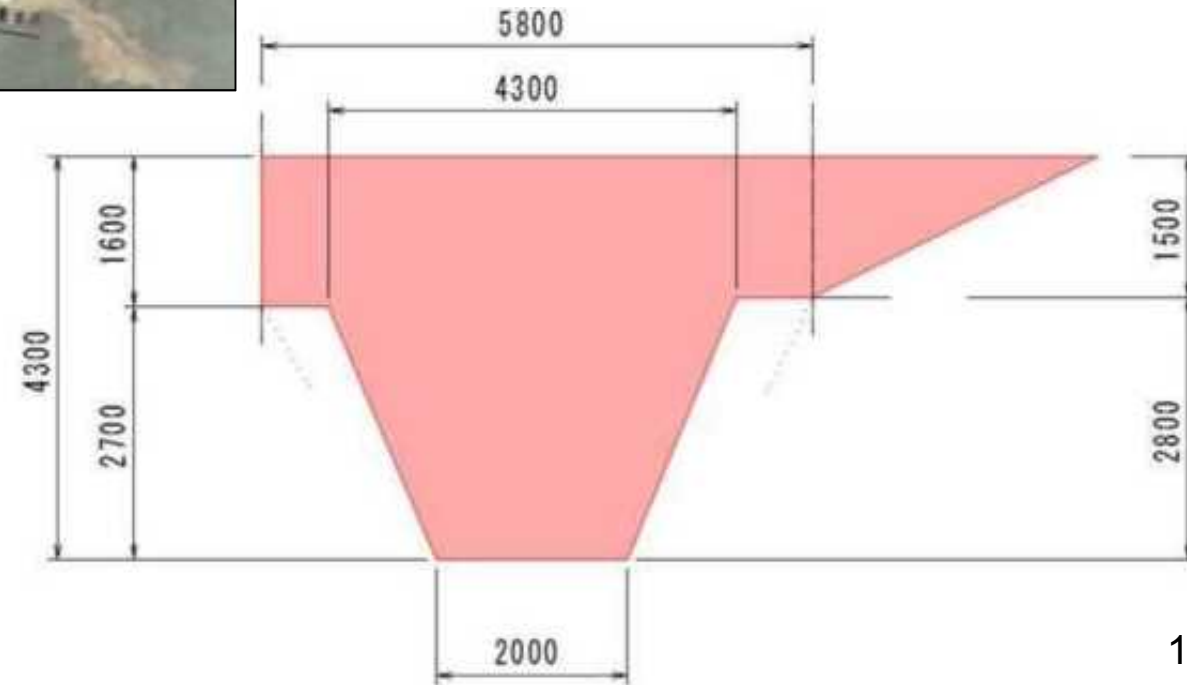


「設計図書の簡素化」の積極的活用(実例)

平面図

- 工事概要
- 復旧延長: 130m
 - 埋塞土撤去工: 1,350m³
 - 流木撤去工: 110m³

標準断面図



「一箇所の工事」の積極的活用

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準じて、以下のような「分割」又は「統合」を行う。

< 「分割」・「統合」のイメージ（都道府県） >

※金額は災害査定申請額、延長は離隔

「分割」可能

5,000万円

3,000万円

2,000万円

「統合」可能

一箇所として統合可能

150万円

50万円

80m

200m

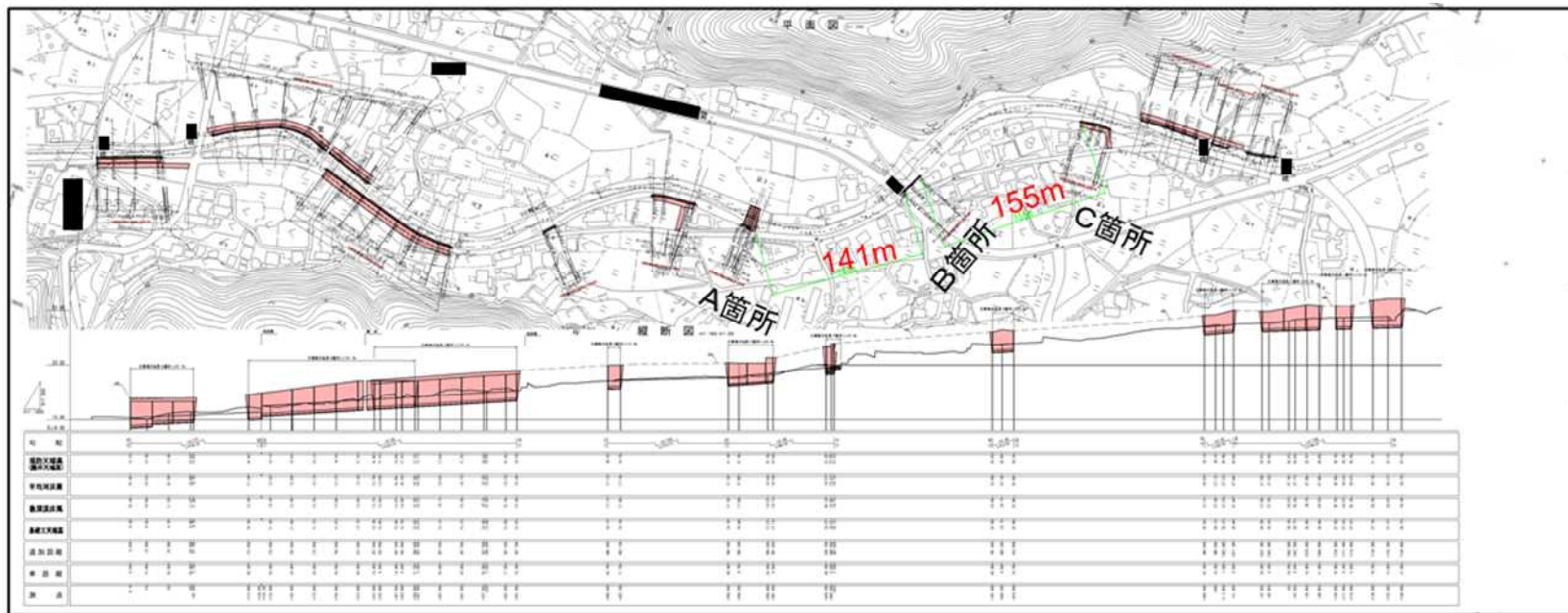
150万円

50万円

80m

「一箇所の工事」の積極的活用(実例)

一箇所として統合



事務連絡
平成30年8月9日

各都道府県・政令指定都市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
防災課 総括災害査定官

大規模災害時における橋梁・水門の総合単価設定について

大規模災害時（「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用したものに限る）において、橋梁が多数被災し、また水門が本体を含めて被害を受けた場合、それらの査定設計書を早期に作成するために総合単価を設定することで、災害復旧事業の査定事務の合理化・効率化を図ることが可能になります。

そこで、下記の通り、橋梁・水門の総合単価を設定するための代表規格を作成しましたので、各位において必要に応じて、橋梁・水門の総合単価の設定についてご検討ください。

なお、総合単価は、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第6条第2項」により、地方公共団体の長は、災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととなっておりますのでご注意ください。

記

1. 代表規格について

別紙にある標準工法図及び総合単価を代表規格として、歩掛りを確認の上、労務単価及び材料単価の設定を行って頂き、総合単価を作成することになります。

2. 協議時期について

例年行っている総合単価と同様、地方公共団体の首長からの協議に基づいて、橋梁・水門の総合単価の国土交通大臣同意を出すこととなります。よって、査定設計書作成時期を念頭において早期に協議頂くようお願いします。

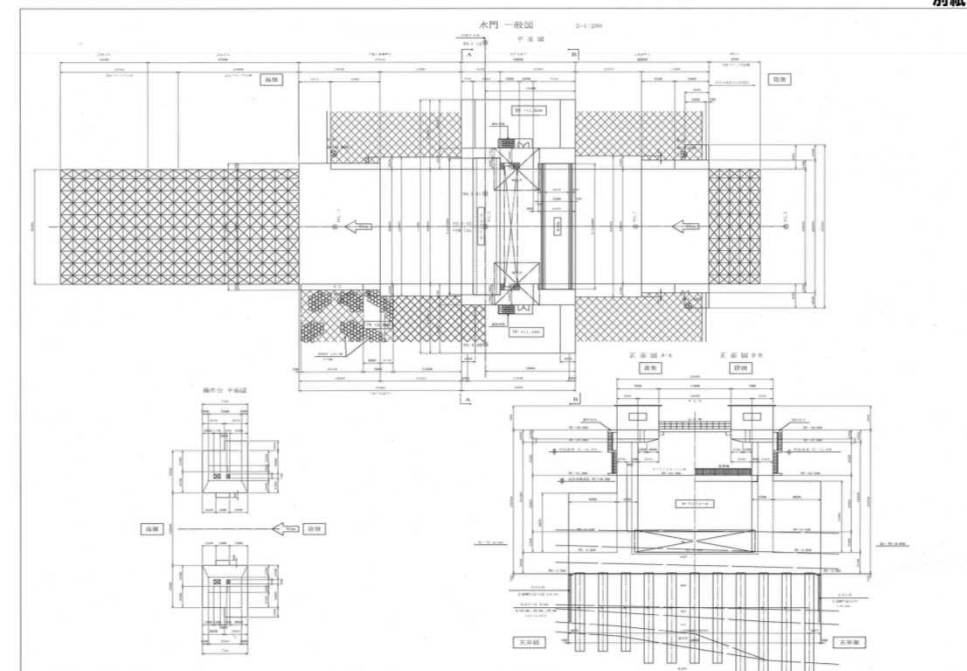
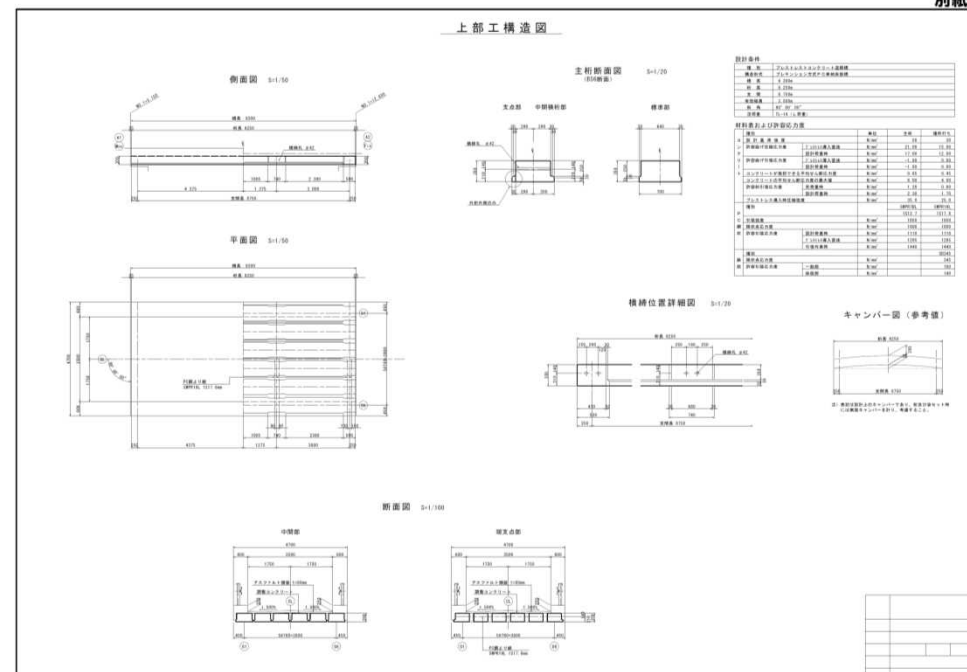
3. 留意事項について

総合単価の作成に当たっては、以下の点にご留意ください。

- 橋梁又は水門のいずれか一方について、協議頂くことを妨げるものではありません。
- 来年以降、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により災害査定効率化を実施した場合に限り適用出来る橋梁・水門の総合単価として必要に応じて協議を受け付けますので、来年の総合単価協議時には再度ご検討ください。
- ご不明な点があれば以下問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
災害査定官 齋藤、基準係 下條 (TEL03-5253-8458 (直通))



「橋梁」の総合単価の活用(広島県)

■大規模な橋梁における課題 及び「橋梁」の総合単価活用の効果

- ・コンサル不足により、全ての橋梁設計を積上げ積算の期間を考慮した形で完了することが困難
→ **総合単価を適用することで、積算期間が短縮可能**
- ・規模が大きくかつ精細な設計が必要となる橋梁の設計を先行させ、規模が小さく比較的簡易な橋梁の設計を後回しにせざるを得ない
→ **総合単価適用が可能な規模が小さく比較的簡易な橋梁については、設計を遅れることになっても1月中の災害査定が可能**
- ・市町によっては橋梁以外にも多数の被災箇所への災害査定が残っており、それらを積算するための職員が不足
→ **橋梁において総合単価を適用することで、積算作業する職員の負担が軽減され、橋梁以外の積算への集中が可能**

事務連絡

平成 30 年 5 月 23 日

都道府県・政令市

水管理・国土保全局所管

災害復旧事業担当課長 様

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 災害査定官

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の 留意事項について (通知)

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針(平成 29 年 2 月 1 日 国都安第 8 4 号、国水防第 3 4 7 号、国港海第 2 1 5 号) 第 1 2 (1) の調査をする場合は、別紙のとおり留意願いたい。

なお、貴管内市町村(指定都市を除く)に対しては、貴職より周知方を願います。

<問い合わせ窓口> 水管理・国土保全局 防災課 基準係

電話 03-5253-8458

(内線 80-35773)

「追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(現地調査)

別紙

＜水管理・国土保全局所管施設＞ 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針 第12(1)に基づく調査要領

第1 調査の目的

本調査は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模査定方針」という）第12(1)に基づき、大規模査定方針を適用し机上にて実施した査定（以下、「机上査定」という）について、査定方法の妥当性について検証を行うための調査方法について示したものである。

なお、机上査定の調査において発覚した不具合項目をどのようにすれば不具合無く机上査定出来るか検討するための調査であり、査定結果の適・不適を判別するものではない。

第2 調査対象

本調査の対象は原則、「大規模査定方針 第5」を適用した査定とする。

第3 調査の方法

本調査は、下記のとおりとする。

- (1) 整備局等の災害査定官（検査官）、財務局等が立会官として現地調査を行う。
なお、現地調査を行う災害査定官（検査官）及び立会官は、原則、机上査定時と別の者とする。
- (2) 申請者は、現地において査定内容を説明出来る者であれば可とする。
- (3) 現地調査の対象件数は、災害毎に整備局等管内において2件程度とする。※1
※ 調査の対象箇所については国土交通本省において選定を行い関係各位へ通知。
- (4) 現地調査は、別添チェックリストを用いて確認するものとする。なお、説明資料として机上査定に用いた資料も添付すること。
- (5) 現地調査において、机上査定結果と異なる判断がなされる場合、又は不足していたと思われる内容がある場合は、その要因について別添チェックリスト「④その他」欄に記載すること。

第4 調査の時期

本調査は、机上査定終了後の現地調査可能な時期（工事着手前を想定）に実施すること。ただし、査定前着工を妨げるものではない。なお、調査日程については、事前に災害査定官（検査官）及び立会官に報告し定めることとする。

第5 チェックリスト

本調査においては、別添チェックリストをもとに調査するため、事前に以下を記載すること。

- ・申請者及び河川・路線等名
- ・工事番号

第6 調査結果の報告及び保管

地方整備局等は、調査終了後、チェックリストを財務局等と突合を済ませた上、速やかに報告するものとする。なお、チェックリストについては、災害査定官（検査官）が原本を、立会官及び申請者が写しを保管するものとする。

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : _____
工事番号 : _____

1 申請箇所の確認

	特記無	特記有
・河川・路線等名、工事番号の確認		

2 適用除外事項の確認

申請時の写真と現地状況との対比	特記無	特記有
・当該異常天然現象によるものではない災害（過年度）		
・維持工事とみるべきもの（のみ災）		
・甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害		

3 机上査定内容の確認

① 事業の範囲、状況、原因の確認	特記無	特記有
・被災の起点、終点の確認		
・被災の状況（死に体等）の確認		
・被災の原因・メカニズムの確認		
② 復旧工法の確認	特記無	特記有
・復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。		
・復旧工法が、過大なものとなっていないか。または、過小なものとなっていないか。		
・経済性の検討において比較工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。		
・復旧工法が、現実的かつ安全に施工できるものとなっているか。		
・復旧工法が、二重対策となっていないか。		
・復旧工法が、用地境界を踏まえ妥当なものとなっているか。		
③ 仮設工法の確認	特記無	特記有
・仮設工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえ妥当なものとなっているか		
④ その他		

4 机上査定の結果の判断

判断結果

平成 年 月 日

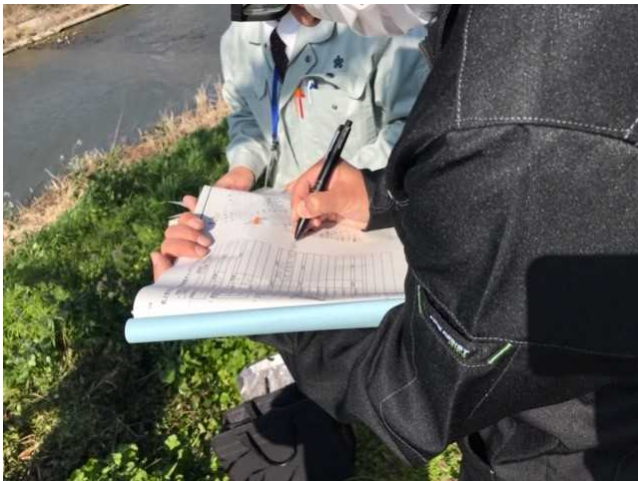
災害査定官(検査官)

立会官

※1: 都市局・港湾局においては、「災害毎に2件程度」

「追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(現地調査) 国土交通省

実施時期 : 平成31年3月12日
 査定番号及び河川路線等名 : 30災第137号 瑞梅寺川
 事業主体 : 福岡県
 施工位置 : 糸島市高田地内
 申請金額 : 10,054千円
 採択条項 : 第2・2・(一)・イ



別添

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 福岡県/二級水系 瑞梅寺川
 工事番号 : 30災第137号

1 申請箇所の確認	特記無	特記有
・ 河川・路線等名、工事番号の確認	✓	

2 適用除外事項の確認	特記無	特記有
申請時の写真と現地状況との対比		
・ 当該異常天候現象によるものではない災害(過半災)	✓	
・ 維持工事とみられるべきもの(のみ災)	✓	
・ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基づく生じたものと認められる災害	✓	

3 机上査定内容の確認	特記無	特記有
① 事業の動向、状況、原因の確認		
・ 被災の起点、経緯の確認	✓	
・ 被災の状況(死傷等)の確認	✓	
・ 被災の原因・メカニズムの確認	✓	
② 復旧工法の確認		
・ 復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、過大なものとなっていないか。または、過小なものとなっていないか。	✓	
・ 経済性の検討において比較工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、経済的かつ安全に施工できるものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、二重対策となっていないか。	✓	
・ 復旧工法が、用地範囲を踏まえ妥当なものとなっているか。	✓	
③ 仮復旧工法の確認		
・ 仮復旧工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえ妥当なものとなっているか	✓	
④ その他		
既設護岸の基礎部洗掘状況が確認出来なかった		

4 机上査定の結果の判断
判断結果 机上査定内容は妥当と判断す。

平成31年3月12日

調査査定官(検査官)

立会官

「追跡調査及び査定方法の妥当性の検証」(現地調査) 国土交通省

実施時期 : 平成31年3月12日
 査定番号及び河川路線等名 : 30災第178号 川原川
 事業主体 : 福岡県
 施工位置 : 糸島市川原地内
 申請金額 : 8,896千円
 採択条項 : 第2・2・(一)・イ



別添

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 福岡県/二級水系 川原川
 工事番号 : 30災第178号

1 申請箇所の確認	特記事項	特記事項
・ 河川・路線等名、工事番号の確認	✓	

2 適用除外事項の確認	特記事項	特記事項
申請箇所の実質と現況との並び		
・ 当該箇所が天然河川によるものでない(河川)	✓	
・ 河川工事とみなすべきもの(河川)	✓	
・ 新たに維持管理の義務を惹起したことに基づいて生じたものと認められる河川	✓	

3 机上査定内容の確認	特記事項	特記事項
① 事業の範囲、状況、目的の確認		
・ 河川の範囲、状況の確認	✓	
・ 河川の状況(河川・河床)の確認	✓	
・ 河川の範囲・ス方二ツムの確認	✓	
② 河川工事の確認	特記事項	特記事項
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえていないか、または、異なるものとなっているか。	✓	
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえていないか、または、異なるものとなっているか。	✓	
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえていないか、または、異なるものとなっているか。	✓	
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえていないか、または、異なるものとなっているか。	✓	
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえていないか、または、異なるものとなっているか。	✓	
③ 河川工事の確認	特記事項	特記事項
・ 河川工事の、河川のス方二ツムを踏まえたものとなっているか。	✓	
④ その他		
・		

4 机上査定の結果の判断
 判断結果: 机上査定結果は妥当と判断する。

平成31年3月12日

調査者(検査官)

立会官